

教育委員会定例会事項書

令和3年6月3日(木)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 森 脇 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 議 題

議案第 8号 令和4年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

4 報 告 題

報告 1 技能教育施設の廃止について

報告 2 日本語学習クラブについて

5 閉 会 宣 言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和3年5月18日(火)

開会 14時00分

閉会 14時28分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 木平教育長、森脇委員、大森委員、北野委員、栗須委員

議事録署名者 栗須委員

4 採択議案の件名

議案第6号 令和3年度三重県一般会計補正予算(第3号)について

議案第7号 三重県立鈴鹿青少年センター条例の一部を改正する条例案

5 請願陳情の付議の結果

該当なし

6 諸般の報告

報告1 令和3年度第1回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告2 令和4年度三重県立四日市工業高等学校ものづくり創造専攻科入学者選抜実施要項について

報告3 訴えの提起に係る専決処分について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

報告 1

技能教育施設の廃止について

技能教育施設の廃止について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

技能教育施設の廃止について

1 廃止の届出をした指定技能教育施設

(1) 指定技能教育施設の名称及び所在地

学校法人三重徳風学園 徳風技能専門学校

三重県亀山市和賀町1789番地の4

(2) 廃止の理由

徳風技能専門学校は、学校教育法第55条に基づき、高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育を受けるための施設として、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修をみなすことができる技能連携制度を行っていました。当該高等学校である徳風高等学校が学校教育法施行規則第98条に基づいて徳風技能専門学校高等課程における学修の単位認定制度に変更することから、技能連携制度を取り止めます。

(3) 廃止年月日

令和4年3月31日

三重県教育委員会告示第14号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定に基づき指定技能教育施設の設置者から当該指定技能教育施設を廃止する旨の届出がありました。

令和3年6月7日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定

- 1 廃止の届出をした指定技能教育施設の名称及び所在地
学校法人三重徳風学園 徳風技能専門学校
三重県亀山市和賀町1789番地の4
- 2 廃止年月日
令和4年3月31日

技能教育施設について

根拠法令

○学校教育法

〔教科の一部とみなす場合〕

第五十五条 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で当該施設の所在地の都道府県の教育委員会の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部科学大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

○学校教育法施行令

第四章 技能教育施設の指定

(指定の申請)

第三十二条 技能教育のための施設の設置者で法第五十五条の規定による指定(第三十三条の二並びに第三十四条第二項及び第三項を除き、以下「指定」という。)を受けようとするものは、当該施設の所在地の都道府県の教育委員会に対し、その指定を申請しなければならない。

(廃止の届出)

第三十五条 指定技能教育施設の設置者は、当該指定技能教育施設を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、施設指定教育委員会に対し、その旨及び廃止の時期を届け出なければならない。

2 施設指定教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

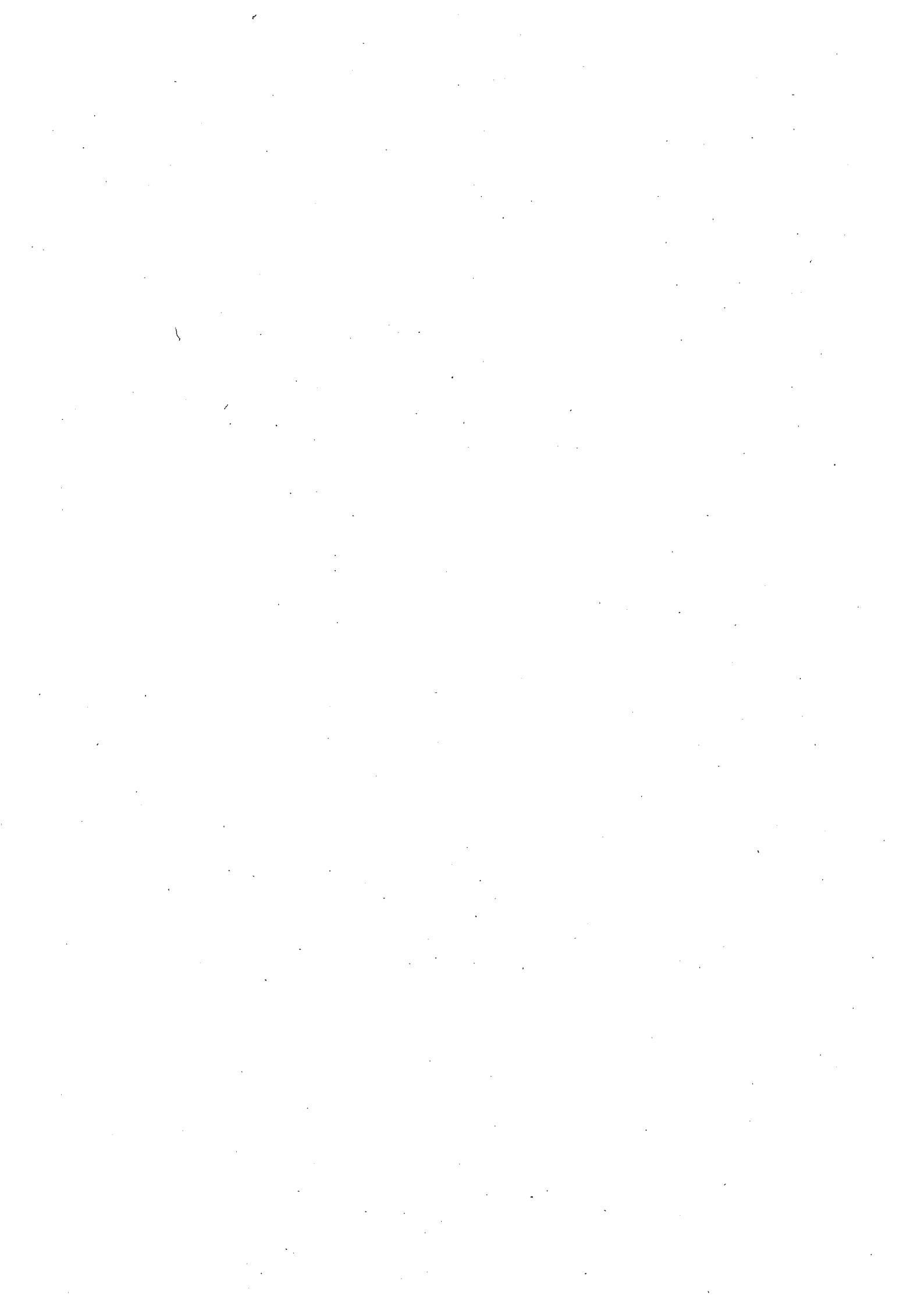
○学校教育法施行規則

第六章 高等学校

(大学等で学修した単位の加算)

第九十八条 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を当該生徒の在学する高等学校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 1 大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
- 2 知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
- 3 ボランティア活動その他の継続的に行われる活動(当該生徒の在学する高等学校の教育活動として行われるものを除く。)に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの



報告 2

日本語学習クラブの実施について

日本語学習クラブの実施について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月3日提出

三重県教育委員会事務局
高校教育課長

日本語学習クラブの実施について

本県では、多くの日本語指導が必要な外国人生徒（令和3年5月1日時点で288名、17言語）が県立高校で学んでおり、在籍者数は全国的にも多い状況となっています。県教育委員会では、これまで、外国人生徒が多数在籍する飯野高校等への母語による学習支援や進路相談等を行う外国人生徒支援専門員の配置、日本語を学ぶ授業の開講、やさしい日本語を使って国語、社会、理科などの各科目を教える「取り出し授業」の実施により、外国人生徒が日本語で学ぶ力を身につけるための支援に取り組んできました。

令和3年度は、日本語指導が必要な外国人生徒が社会生活に必要な日本語の力（話す・聞く・読む・書く）を身につけるとともに、日本の社会制度、日本の生活文化に関することについて理解を深められるよう、飯野高校で「日本語学習クラブ（飯ネイティ部）」を開始することとし、第1回が5月24日（月）に開催されました。

1 内容

- (1) 「話す」「聞く」「読む」「聞いたことや読んだことをまとめて書く」活動を通じて、来日後間もない外国人生徒が、高校生活の早い段階で、日本語能力試験N3相当の日本語能力を実践的に身につける。
- (2) キャリア教育の視点を含めた日本語学習教材である「日本語学習で未来を描く～高校生版みえこさんの日本語ワークシート～」(公益財団法人三重県国際交流財団が作成)を活用して、進学や就職に必要なことを学んだり、労働条件や税金などの職業に関する知識を身につけたりする。
- (3) 地域で働いている外国人の先輩を招いて、将来の進路について考える。
- (4) 日本の年中行事や防災など、日本の生活文化について理解を深める。

※ 本クラブへの参加生徒は日本語能力試験を受験するよう働きかけ、できるだけ多くの生徒が日本語能力試験N3に合格できるようにする。

※ 本クラブの取組を参考に、令和4年度以降は、各校で日本語指導の充実を図る。

2 参加者

- ・ 飯野高校 45名
- ・ 飯野高校以外の高校（クラブの動画をオンデマンドで視聴） 101名

3 講師

- ・ 公益財団法人三重県国際交流財団が派遣する講師（三重大学国際交流センター非常勤講師等）
- ・ 県教育委員会所属の日本語指導アドバイザー

4 当面の実施スケジュールと活動計画

放課後（15時50分から16時50分まで）に年間30回実施

- | | | |
|-------|----------|-----------------------------|
| ガイダンス | 5月13日（木） | 日本語学習クラブの説明 |
| 第1回 | 5月24日（月） | 多読と日本語能力チェック |
| 第2回 | 5月31日（月） | ワークシートを使った話す・書く活動と日本語能力チェック |
| 第3回 | 6月7日（月） | ワークシートを使った話す・書く活動と日本語能力チェック |
| 第4回 | 6月11日（金） | 社会で活躍する外国人の先輩の講演会 |

5 日本語指導モデルの作成

- (1) 日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する県立高校の教職員を対象に、本クラブで使用する教材を使った日本語の指導の方法について、教職員研修会を今年度4回開催し、日本語指導担当教職員が、令和4度以降も各校の日本語の授業や個別指導で活用できるようにする。
- (2) 本クラブの動画や教材のアーカイブを作成し、令和4度以降、日本語指導が必要な外国人生徒が在籍する高校において活用できるようにする。

6 第1回日本語学習クラブ（飯ネイティ部）の様子

第1回の参加生徒は42名でした。参加生徒は、講師から多読のルールを聞いた後、各自の日本語の習熟レベルに合わせて興味のある本を選んで、辞書を使わずに読む活動に取り組んだ後、読書カードに読んだ本のタイトル、難易度、感想などを記録し、メモをもとに、3～4人1グループであらすじや感想を伝え合う活動をしました。

多読の活動と並行して、参加生徒の日本語能力レベルをチェックするためのグループインタビューを行いました。後日講師が結果を分析して、今後の学習内容を決めたり、習熟度別にクラスを編成したりする予定です。

また、飯野高校以外の生徒に向けて、第1回のクラブの動画を編集して、Google Classroom（学習支援ソフト）にアップロードするとともに、オンラインの多読教材のURLを紹介しました。

なお、第4回は、社会で活躍する外国人の先輩のオンライン講演会を実施し、様子を各校にライブ配信します。